

飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

第 276 回 たまには真面目に税制論議～経営承継円滑化法の施行間近！

2008.9.21

中小企業を取り巻く経営環境は、益々厳しい傾向が加速され、残念ながら、倒産や廃業に追い込まれる企業が増えることが予測される。

中小企業白書（2006年版）によると、年間約 29 万社に上る廃業のうち、約 4 分の 1（24.1%）が後継者の不在を第一の理由として挙げている。少子化の中、実際に後継者がいないというケースもあるが、相続、資金などの問題で後継者が苦勞することが多いため、「積極的に後を継いでくれる人がいない」「後を継がせたくない」というケースも少なくな。そんな状況を鑑み、久々に明るい材料がこの「経営承継円滑化法」である。後継者が安心して事業を承継できる環境作りが、この法律の狙いだ。

その内容については以前、このコラムでも書いた（第 241 回参照）。

今回はその手順、詳細が公表された。それによると、この法律は平成 20 年 10 月 1 日より施行されることになっている（ただし、遺留分の特例については平成 21 年 3 月 1 日が施行日）。また、この法律に関する政令（施行令）は 8 月 1 日に公布されており、今回の省令（施行規則）の公布により、「経営承継円滑化法」の法令としての態様が整ったこととなります。尚、今回の施行規則により、各種申請様式（遺留分に関する民法の特例に係る確認申請書、遺留分に関する民法の特例に係る確認証明申請書、支援措置を受けるための認定申請書など）も明らかになった。

（法令等については、中小企業庁のホームページで確認できるので参考されたい！）

また、このほど経済産業省が公表した「平成 21 年度経済産業省の概算要求等」において、「平成 21 年度税制改正に関する経済産業省意見」が明らかになっている。経産省の意見は重要で、その殆んどが実際の税制改正に盛り込まれることが多い。昨年度においても、研究開発促進税制の延長、拡充や人材投資促進税制の拡充、エンジェル税制の拡充などが経済産業省から意見として出され、税制改正に盛り込まれた。また、同じく意見として出された「非上場株式などの相続税評価額を 80% 減額（猶予）する」措置についても、平成 21 年度税制改正で実現される見込みだ。

こんなニュース、あまり興味がない...と仰らないで、たまには関心を持って頂きたいと思い、少し原稿オーバーになるが、書き込んでみた。きちんとした国を築くため、賢い有権者、意識ある納税者として注目に値するものと思っている。

世界経済の成長の果実の取り込みと国内の豊かさに結びつける好循環の確立

- ・海外子会社利益の国内還流の障害を取り除く国際租税改革
- ・産業活力再生特別措置法関連税制の延長等
- ・ファンドを通じた海外からの投資資金をベンチャー育成や事業再生等に呼び込む税制の創設
- ・オープンイノベーション促進のための研究開発関連税制の延長等
- ・確定拠出年金制度におけるマッチング拠出の容認等
- ・資源高時代に対応した低炭素社会の実現
- ・原材料価格高騰に対応した産業構造調整の促進
- ・自動車関係諸税のグリーン化
- ・省エネ住宅への住宅ローン減税の拡充
地域・中小企業の活性化等
- ・中小企業の事業承継税制の確実な制度化等
- ・地域コミュニティを担う商店街の活性化に向けた税制支援
- ・中小企業の地力の強化・新たな事業活動展開の支援税制の延長等
- ・長期保有土地等の事業用資産の買換えに対する課税の特例の延長
- ・企業立地促進税制の延長・拡充

このうち、「中小企業の事業税制の確実な制度化等」では、前述の「非上場株式などの相続税評価額を80%減額する」措置の成立を前提に、(1).相続人の死亡以外で猶予税額が免除される場合の具体化、(2).株式の生前贈与を通じた早期の事業承継に向けた取組の促進、(3).株式の信託を活用した事業承継に係る環境整備などが提案されている。

また、検討事項として、法人実効税率の在り方について「総合的に検討する」ことが提案された。これについては、参考として先進国の平均税率が27.3%に対し、日本（東京）は40.7%であることや、世界的に法人税率が引き下げ競争にあることなどが示されており、実質的には法人実効税率を引き下げる方向の示唆とも考えられる。そのほか、一般財源化が議論されている「道路特定財源」などについても検討事項とされた。